

しんきん保証基金付【きびしん一般個人ローン】

【2023年3月27日現在】

| | |
|--------------|---|
| 1. 商品名(愛称) | ●しんきん保証基金付【きびしん一般個人ローン】 |
| 2. ご利用いただける方 | ●申込時年齢が満18歳以上の方 ●安定継続した収入のある方 ※派遣社員・パート等の非正規社員の方は安定継続した収入があると認められる場合は対象となります。 ※年金収入は、安定継続した収入とみなすことができます。 ●次のいずれにも該当しない方 ①仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方 ②租税を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ③延滞債務のある方 ④手形交換所の取引停止処分があった方 ⑤信用を失墜した方 ⑥制限行為能力者である方 ⑦反社会的勢力の方 ●当金庫が貸付を実行して差し支えないと認めた方 ●日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ●(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ●当金庫の会員となれる方 ①当金庫の地区内の住所または居住を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ※上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員とすることができます。なお、会員となっていたかなくてもご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。 |
| 3. お使いみち | ●健康で文化的な生活を営むために必要な資金 ①申込人または申込人の家族(配偶者・直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)・子・孫・兄弟)が必要としている資金 (申込日時点で、支払日から1ヶ月以内のものに限り支払済資金も可) ②申込人が①を用途として当金庫から借り入れた消費者ローン(借換え直前3ヶ月の約定返済で、3営業日以上履行延滞が1度もないものに限る)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ●事業性資金、株式取得資金、投機的な性格の資金、税金支払資金(当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税を除く)、転貸資金、旧債返済資金は対象外です。 |
| 4. ご融資限度額 | ●1万円以上500万円以内(1万円単位) |
| 5. ご利用期間 | ●1年以上10年以内 |
| 6. ご融資利率 | ●【全期間固定金利型】 ◎当初のご融資利率については、当庫所定の利率を適用させていただきます。 ◎原則、借入期間中は利率変更致しません。但し、ご融資利率は金融情勢の変化、その他の事由により変更することがあります。 《ご注意事項》 ※当初のご融資利率は、表示期間中に実行した場合の金利表示です。 (表示期間中にお申込みされた場合でも、ご融資実行時の表示金利を適用しますのでご注意ください。) |
| 7. ご返済方法 | ●元金均等、元利均等割賦返済 ●ボーナス併用返済も可能です。(但し、ご融資金額の50%以内です) ●元金の据置期間は6ヶ月以内です。 |
| 8. 保証人・担保 | ●(一社)しんきん保証基金が保証しますので不要です。 |

| | |
|-------------------|--|
| 9. 保証料 | <p>●保証料はご融資利率に含まれます。(年2.00%)</p> <p>《ご注意事項》</p> <p>※繰上げ返済をされた場合でも、保証料の返戻はありません。</p> |
| 10. 手数料 | <p>●融資条件の変更(借入期間、返済日、返済金額、金利) 11,000円(税込)</p> <p>●繰上げ返済手数料 5,500円(税込)</p> |
| 11. 苦情処理措置・紛争解決措置 | <p>●苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。</p> <p>●紛争解決措置</p> <p>岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> <p>※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。</p> |
| 12. その他 | <p>●お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。</p> <p>●お申込み時に必要な書類が全て揃いましたら審査をいたします。</p> <p>●審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p> <p>●消費者ローン商品の内容、現在のご融資利率、ご返済額の試算、資金計画、ご相談等につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。</p> |